

## 院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコール

### 【疑義照会不要例】

下記に疑義照会不要例を示すが、必ず患者さんに服用方法、費用等を説明し同意を得てから変更を行うこと。また、変更後は報告書（服薬情報紙（トレーシングレポート））を必ず病院へ提出すること。また可能な限りお薬手帳にも明記とすること。

尚、下記の疑義照会不要例において『医療用麻薬及び抗がん剤については対象外』とする。

#### ① 『剤形の変更』に関すること。（安定性・利便性の向上のための変更に限る）

Ex) 「ドグマチールカプセル 50mg」 ⇔ 「ドグマチール錠 50mg」

Ex) 「メマリー錠 20mg」 ⇔ 「メマリーOD錠 20mg」

Ex) 「ミヤBM散」 ⇔ 「ミヤBM錠」

※用法用量が変わらない場合のみ

※外用薬の変更は不可（軟膏⇔クリーム等の製剤変更は疑義対象）

#### ② 『処方規格の変更』に関すること。（安定性・利便性の向上のための変更に限る）

Ex) 「オルメテック錠 20mg 1回 (0.5)錠」 → 「オルメテック錠 10mg 1回 (1)錠」

Ex) 「ビソプロロール錠 2.5mg 1回 (2)錠」 → 「ビソプロロール錠 5mg 1回 (1)錠」

※患者に（薬効・安定性・価格等）説明し同意のうえ変更可

#### ③ 『一包化調剤』『粉砕』『混合』に関すること。

※患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し患者に十分な説明のうえ対応すること。

※粉砕・混合・一包化加算を算定する場合は患者に説明し同意を得ること。

#### ④ 『処方日数』の変更に関すること。

##### 1) 残薬調整に関するもの

※残薬過多（外用薬も含む）により、患者が調整を求めてきたもの（短縮するものに限定）。

※前日に日数調整した処方がある Do 処方されたことにより、処方日数が必要日数に満たないと判断される場合

##### 2) 処方日数の適正化に関するもの

※週1回、月1回製剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化を図る場合。

Ex) （他の処方薬が14日分処方するとき）

リセドロン酸 Na 錠 17.5mg (週1回製剤) 1錠 分1起床時 「14日分」 → 「2日分」

⑤ 『用法変更』に関すること（添付文書上にて用法が定められている薬剤に限る）

Ex) 漢方薬、制吐剤（ナゼリン等）、糖尿病薬

※食後指示を食前指示へ変更して処理し、服薬指導時には食後服用可であることを説明する。

※用法が添付文書と異なる薬品が他の薬品との一包化指示がある場合は、コンプライアンス確保の理由によるものであるとして対応する。

⑥ 『包装規格変更』に関すること（湿布薬や軟膏で合計処方量が変わらない場合に限る）

Ex) 「マイザー軟膏 0.05% (5g) 2本」 ⇔ 「マイザー軟膏 0.05% (10g) 1本」

Ex) 「フェルビナップ 70mg (6枚入り) 7袋」 ⇔ 「フェルビナップ 70mg (7枚入り) 6袋」

⑦ 『銘柄変更』に関すること（成分名が同一の薬品に関して）

（大船渡病院採用薬での対応を原則とし、止む得ない場合のみとする）

Ex) 「グラクティブ錠 50mg」 ⇔ 「ジャヌビア錠 50mg」

※先発品間でも可。但し患者負担が同じあるいは低くなる場合のみ

※服用方法・価格等必ず説明同意を得ること。

平成 29 年 4 月 1 日 施行

岩手県立大船渡病院

気仙薬剤師会